

練馬区景観条例施行規則

平成23年 4 月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）および練馬区景観条例（平成23年 3 月練馬区条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法および条例において使用する用語の例による。

(景観計画の変更に係る軽微な変更)

第3条 条例第8条第4項の規則で定める軽微な変更は、つぎに掲げる変更とする。

- (1) 法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針の変更に伴う変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項の変更

(届出等)

第4条 条例第10条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出は、別表第1の左欄に掲げる届出対象行為の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる手続ごとに同表の右欄に掲げる届出日（複数の手続を行う場合にあっては、届出日のうち最も早い日）までに行わなければならない。

3 省令第1条第1項の届出書には、同条第2項に規定する図書のほか、つぎに掲げる図書等を添付しなければならない。

- (1) 練馬区景観計画（以下「景観計画」という。）で定める法第8条第4項第2号の制限に対する適合状況を記載した書類

(2) 前号に掲げるもののほか、景観に配慮した内容を表すものとして区長が必要と認める図書等

4 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格Z8721に定める色相、明度および彩度の3属性の値（以下「マンセル値」という。）を表示したものである。

5 第3項の規定にかかわらず、区長は、条例第16条の規定による協議があった場合において、省令第1条第2項に規定する図書および第3項各号に掲げる図書等の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

6 条例第10条の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときまたは当該届出に係る行為を中止したときは、景観計画区域内における行為の完了（中止）報告書（第2号様式）により、区長に報告しなければならない。

（届出を要しない行為）

第5条 条例第11条第2号の規則で定める工作物は、つぎに掲げる工作物とする。

- (1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- (2) 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）
その他これらに類するもの

2 条例第11条第2号の規則で定める規模は、法第16条第1項第1号に規定する行為にあつては、別表第2の左欄に掲げる地区の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める規模とし、同項第2号に規定する行為にあつては、別表第3の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる工作物の種類ごとに同表の右欄に定める規模とし、同項第3号に規定する行為にあつては、別表第4の左欄に掲げる地区の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める規模とする。

3 条例第11条第3号の規則で定める行為は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき行う公共施設等の整備等に伴う行為
- (2) 他の法令または条例の規定に基づき、許可もしくは認可を受け、または届出もしくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講

じられるものとして区長が認める行為

(届出の要件)

第6条 法第16条第1項の規定による届出に係る行為(以下「届出行為」という。)を行う土地の区域が、景観計画に定める景観ゾーン(以下「景観ゾーン」という。)の2以上にまたがる場合においては、当該届出行為を行う区域に含まれる土地の面積が最大である景観ゾーンに、当該届出行為を行う区域があるものとみなす。

2 届出行為を行う土地の区域が、景観計画に定める景観まちづくり地区(以下「景観まちづくり地区」という。)と景観計画に定める景観軸(以下「景観軸」という。)とにまたがる場合、景観まちづくり地区と景観ゾーンとにまたがる場合、景観軸と景観軸とにまたがる場合、または景観軸と景観ゾーンとにまたがる場合については、区長が別に定める。

(変更届出)

第7条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(第3号様式)により行わなければならない。

(勧告)

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内における行為の勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(国の機関または地方公共団体が行う行為の通知)

第9条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(第5号様式)により行うものとする。

2 前項の通知に係る行為の内容を変更しようとするとき(当該変更に係る行為が法第16条第7項各号のいずれかに該当するときを除く。)は、景観計画区域内における行為の変更通知書(第5号様式の2)により区長に通知しなければならない。

3 前2項の規定による通知をした者は、当該通知に係る行為が完了したときまたは当該通知に係る行為を中止したときは、景観計画区域内における行為の完了(中止)通知書(第5号様式の3)により区長に通知しなければならない。

4 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の通知について準用する。

(変更命令等)

第10条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（第6号様式）により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（第7号様式）により行うものとする。

(期間の延長)

第11条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（第8号様式）により行うものとする。

(大規模建築物の建築等に係る事前協議の手続等)

第12条 条例第16条の規定による協議は、大規模建築物の建築等に係る行為の事前協議書（第9号様式）により行わなければならない。

2 前項の協議は、別表第5の左欄に掲げる協議対象行為の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる手続ごとに同表の右欄に定める協議期限（複数の手続を行う場合にあっては、協議期限のうち最も早い日）までに行わなければならない。

3 第1項の事前協議書には、つぎに掲げる図書等を添付しなければならない。ただし、協議対象行為の規模が大きいため、つぎに掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該協議対象行為の規模に応じて、区長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 協議対象行為をしようとする敷地の位置および当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 協議対象行為をしようとする敷地および当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 協議対象行為をしようとする敷地内における大規模建築物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 大規模建築物の全ての外壁面に彩色が施された立面図または外観透視図（当該大規模建築物の外観のマンセル値を表示したもの）で、縮尺50分の1以上のもの
- (5) 景観計画で定める法第8条第4項第2号の制限に対する適合状況を記載

した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、景観に配慮した内容を表すものとして区長が必要と認める図書等

4 東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第20条の規定による協議を行うため、東京都景観条例施行規則（平成19年東京都規則第45号）第17条第1項に規定する事前協議書を提出した場合には、第1項の事前協議書の提出があったものとみなす。

5 条例第18条の規定による通知は、大規模建築物の建築等に係る行為の事前協議終了通知書（第10号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の指定の提案）

第13条 法第20条第1項もしくは第2項による提案または法第29条第1項もしくは第2項の規定による提案は、景観重要建造物等の指定の提案書（第11号様式）により行わなければならない。

2 前項の提案書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 建造物の敷地および位置ならびに当該敷地の周辺の状況を表示する図面（樹木の場合は、当該樹木の位置および周辺の状況を表示する図面）で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 道路その他の公共の場所から撮影した建造物または樹木の写真

(3) 条例第19条第2項の同意を得たことを証する書類

（景観重要建造物等の指定等の通知）

第14条 条例第19条第3項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書（第12号様式）により行うものとする。

2 法第20条第3項の規定による通知または法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物等非指定通知書（第13号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の標識の設置）

第15条 法第21条第2項および法第30条第2項に規定する標識は、景観重要建造物等の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

（景観重要建造物等の管理の方法の基準）

第16条 条例第20条第1項第3号に規定する規則に定める基準は、つぎに掲げる

とおりとする。

(1) 景観重要建造物が滅失または毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議を行い、当該景観重要建造物の滅失または毀損を防ぐ措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物を毀損するおそれのある枯損した木竹または危険な木竹は、速やかに伐採すること。

2 条例第20条第2項第3号に規定する規則に定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木が滅失または枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議を行い、当該景観重要樹木の滅失または枯死を防ぐ措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木を損傷させるおそれのある枯損した木竹または危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要建造物等の所有者等の変更の届出)

第17条 条例第22条第1項および第2項の規定による届出は、景観重要建造物等所有者等変更届出書（第14号様式）により行わなければならない。

2 区長は、前項の届出により景観重要建造物等の所有者等の変更を登録したときは、景観重要建造物等所有者等変更登録通知書（第15号様式）により当該所有者等に通知するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請等)

第18条 法第22条第1項または法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物等の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物等現状変更許可申請書（第16号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請書の提出があった場合において、景観重要建造物等の現状変更を許可するときは景観重要建造物等現状変更許可通知書（第17号様式）により、許可しないときは景観重要建造物等現状変更不許可通知書（第18号様式）により通知するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復等の命令)

第19条 法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規

定による命令は、景観重要建造物等原状回復等命令書（第19号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の管理に関する命令または勧告）

第20条 法第26条または法第34条の規定による命令は、景観重要建造物等の管理に関する命令書（第20号様式）により行うものとする。

2 法第26条または法第34条の規定による勧告は、景観重要建造物等の管理に関する勧告書（第21号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の滅失等の届出）

第21条 条例第23条の規定による届出は、景観重要建造物等滅失等届出書（第22号様式）により行わなければならない。

（景観重要建造物等の指定の解除）

第22条 条例第24条第2項の規定による解除の通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（第23号様式）により行うものとする。

（景観重要建造物等の公表）

第23条 条例第19条第4項および第24条第3項の規定による公表の内容は、つぎに掲げる事項とする。

- (1) 指定番号および指定または解除の年月日
- (2) 景観重要建造物等の名称（樹木については樹種）
- (3) 景観重要建造物等の所在地
- (4) 所有者の住所および氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）
- (5) 指定の理由となった外観（樹木については樹容）の特徴
- (6) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- (7) 指定または解除の理由

2 前項の公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

（景観資源の登録等）

第24条 条例第25条第1項に規定する地域景観資源（以下「景観資源」という。）の登録は、つぎに掲げるものを対象とする。

- (1) 建築物または工作物
- (2) 樹木または樹林
- (3) 祭事、催しその他の行事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が良好な景観を形成すると認めるもの

2 景観資源の登録の基準は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものであること。
- (2) 道路その他の公共の場所から望見され、区民等が景観資源を共有できるものであること。
- (3) 所有者がいる場合は、当該所有者の了解を事前に得ていること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

3 区長は、景観資源を登録したときは、区長が別に定める事項を台帳に記載するとともに、当該景観資源に所有者がいる場合は、当該所有者にその旨を通知するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、景観資源の登録について必要な事項は、区長が別に定める。

(景観資源の登録解除)

第25条 区長は、景観資源についてつぎの各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、当該景観資源の登録を解除するものとする。

- (1) 景観資源が景観重要建造物または景観重要樹木に指定されたとき。
- (2) 景観資源の滅失、損傷その他の事由により登録の理由が消滅したとき。
- (3) 景観資源の所有者から登録の解除の申出があったとき。

2 前項に定めるもののほか、景観資源の登録の解除について必要な事項は、区長が別に定める。

(景観協定の認定の申請等)

第26条 条例第26条第1項の認可の申請は、景観協定認可申請書（第24号様式）により行わなければならない。

2 前項の景観協定認可申請書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図

- (2) 景観協定区域および景観協定区域隣接地の区域を示す図面
- (3) 景観協定の協定書の写し
- (4) 法第81条第1項および第3項に規定する土地所有者等ならびに法第91条に規定する借主等（以下「締結者」という。）の全員の住所、氏名および権利の種類ならびにその合意を証する書類
- (5) 申請をする者が締結者の代表者であることを証する書類
- (6) 景観協定区域内の区民等への説明に係る報告書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

3 区長は、第1項の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観協定認可決定等通知書（第25号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（景観協定の変更または廃止の申請等）

第27条 条例第26条第2項の規定による景観協定の変更の認可の申請または廃止の認可の申請は、景観協定変更（廃止）認可申請書（第26号様式）により行わなければならない。

2 前項の景観協定変更（廃止）認可申請書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 景観協定区域および景観協定区域隣接地の区域を示す図面
- (3) 景観協定の協定書の写し（変更の認可の申請の場合は、変更後の協定書の写し）
- (4) 締結者の全員の住所、氏名および権利の種類ならびにその合意（変更の認可の申請の場合においては全員、廃止の認可の申請の場合においては過半数の合意）を証する書類
- (5) 申請をする者が締結者の代表者であることを証する書類
- (6) 景観協定区域内の区民等への説明に係る報告書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

3 区長は、第1項の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観協定変更（廃止）認可決定等通知書（第27号様式）により当該申請をした者に通

知するものとする。

(景観まちなみ協定の認定の申請等)

第28条 条例第27条第1項の規定による景観まちなみ協定の認定の申請は、景観まちなみ協定認定申請書（第28号様式）により行わなければならない。

2 前項の景観まちなみ協定認定申請書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 協定書の写し
- (3) 申請をする者が協定の代表者であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

3 条例第27条第2項および第4項の規則で定める要件は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 3人以上の区民等が参加し、当該区民等が協定の区域に係る建築物もしくは工作物の所有者または権原に基づく占有者であること。
- (2) 景観計画に整合しており、個人の資産、土地、建築物および工作物または屋外広告物の利用を不当に制限するものでないこと。
- (3) 協定内容の適正な実施が可能であること。
- (4) 協定につき事項が定められていること。

- ア 協定の名称
- イ 協定の代表者
- ウ 協定の目的または目標
- エ 協定の内容
- オ 協定の区域
- カ 協定の締結日

4 区長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、協定の認定の適否を決定し、景観まちなみ協定認定（不認定）通知書（第29号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(景観まちなみ協定の変更または廃止の届出)

第29条 条例第27条第3項の規定による届出は、景観まちなみ協定変更（廃止）

届出書（第30号様式）により行うものとする。

2 前項の景観まちなみ協定変更（廃止）届出書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 協定書の写し（変更の届出の場合は、変更前の協定書の写しおよび変更後の協定書の写し）
- (3) 届出をする者が協定の代表者であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書（景観まちなみ協定の認定の取消し）

第30条 区長は、条例第27条第4項の規定により景観まちなみ協定の認定を取り消したときは、景観まちなみ協定認定取消通知書（第31号様式）により、当該協定の代表者に通知するものとする。

（公共施設等）

第31条 条例第28条第1項に規定する規則で定める公共施設等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物ならびに橋梁、道路、公園および緑地その他区長が別に定める施設をいう。

（公共施設等景観形成方針の変更に係る軽微な変更）

第32条 条例第28条第4項の規則で定める軽微な変更は、公共施設等景観形成方針の目的および対象とする公共施設等の種類の変更以外の変更をいう。

（景観整備機構の指定の申請等）

第33条 法第92条第1項に規定する景観整備機構（以下「機構」という。）の指定の申請は、景観整備機構指定申請書（第32号様式）により行わなければならない。

2 前項の景観整備機構指定申請書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 法人の定款
- (2) 主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記載した書類
- (3) 法人の組織および沿革を記載した書類
- (4) 機構として行おうとする業務に関する計画書

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

3 前項の図書の提出部数は、それぞれ正本1部および副本1部とする。

4 区長は、第1項の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、景観整備機構指定決定等通知書（第33号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(機構の指定の基準)

第34条 区長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請をした者がつぎの各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請をした者を機構として指定するものとする。

(1) 法第93条に掲げる業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な知識等を有していること。

(2) 業務を適正に遂行するために必要な人員の配置その他の必要な措置を講じていること。

(業務の報告)

第35条 機構は、事業年度開始前に、当該事業年度の業務に関する計画書を区長に提出しなければならない。

2 機構は、事業年度終了後直ちに、当該事業年度の業務に関する報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(機構の名称等の変更の届出)

第36条 法第92条第3項の規定による機構の名称、住所または事務所の所在地の変更の届出は、景観整備機構変更届出書（第34号様式）により行わなければならない。

(機構の業務に関する命令)

第37条 法第95条第2項の規定による命令は、景観整備機構の業務に関する命令書（第35号様式）により行うものとする。

(機構の指定の取消し)

第38条 法第95条第3項の規定による機構の指定の取消しは、景観整備機構指定取消通知書（第36号様式）により代表者に通知するものとする。

(委任)

第39条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成23年7月規則第54号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則（平成24年3月規則第24号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区景観条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（平成28年3月規則第88号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区景観条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（平成30年9月規則第66号）

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

付 則（令和元年5月規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1 届出対象行為の届出日（第4条関係）

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕	建築基準法	第6条第1項または第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
		第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
		第43条第2項第1号その他の規	申請の日の

もしくは模様替 または色彩の変 更		定による特定行政庁の認定の申請	30日前
		第43条第2項第2号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の 30日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の 30日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第17条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の 30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条第1項から第3項までの規定による計画の認定の申請	申請の日の 30日前
	行為の着手		着手する日 の30日前
法第16条第1項 第2号の工作物 の新設、増築、改 築もしくは移転、 外観を変更する こととなる修繕 もしくは模様替 または色彩の変 更	建築基準法	第88条第1項または第2項において準用する同法第6条第1項または第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の 30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。）	申請の日
	行為の着手		着手する日 の30日前

法第16条第1項 第3号の都市計 画法第4条第12 項に規定する開 発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発 行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定による 開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日 の30日前

別表第2 建築物の建築等に係る届出を要しない行為の規模（第5条関係）

景観計画の区域内に おいて定められた地 区	届出を要しない行為の規模	
景観軸、景観ゾーン および景観まちづく り地区	1	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第2条第1項第4号の延べ面積が500平方メートル未満で、かつ、同項第6号の建築物の高さが10メートル未満のもの
	2	政令第2条第1項第1号の敷地面積が500平方メートル未満のもの

別表第3 工作物の建設等に係る届出を要しない行為の規模（第5条関係）

景観計画の区域内に おいて定められた地 区	工作物の種類	届出を要しない行為の規模
景観軸、景観ゾーン および景観まちづく り地区	第5条第1項第1 号に掲げる工作物	工作物の地上に露出する部分の最高部 と地盤面（建築物の上に築造される工 作物（建築設備を除く。）にあつては 当該工作物を設置する部分）との差（こ の表において「工作物の高さ」という。） が10メートル未満のもの
	第5条第1項第2 号および第3号に	政令第2条第1項第5号の築造面積が 500平方メートル未満で、かつ、工作物

掲げる工作物	の高さが10メートル未満のもの
--------	-----------------

別表第4 開発行為に係る届出を要しない行為の規模（第5条関係）

景観計画の区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模
景観軸、景観ゾーンおよび景観まちづくり地区	都市計画法第4条第13項の開発区域の面積が1,000平方メートル未満のもの

別表第5 大規模建築物の建築等に係る事前協議の期限（第12条関係）

協議対象行為の種類	手続		協議期限
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	建築基準法	第6条第1項または第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の60日前
		第43条第2項第1号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の60日前
		第43条第2項第2号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の60日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の60日前
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第17条第1項の規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前	
長期優良住宅の普及の促進に関	第5条第1項から第3項までの規定による計画の認定の申請	申請の日の60日前	

	する法律		
	行為の着手		着手する日 の60日前